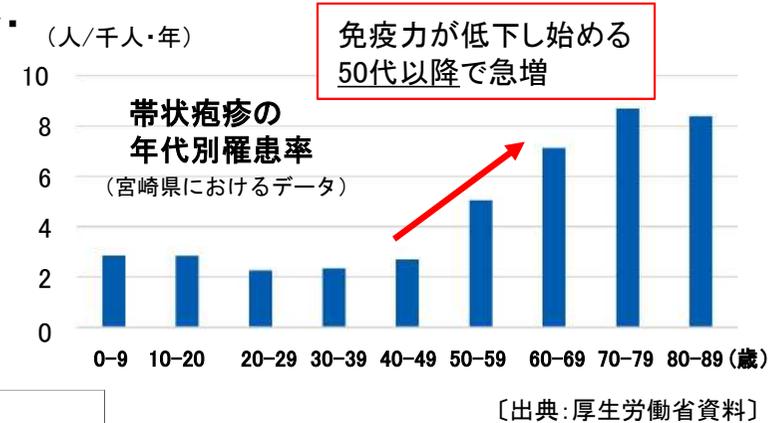


带状疱疹ワクチン接種助成事業

令和7年1月8日 市長査定資料
保健衛生局 保健所 感染症対策課

1 事業の概要

- 带状疱疹ワクチンについて、令和6年12月に開催された厚生科学審議会・予防接種基本方針部会において、
令和7年4月から法定の定期予防接種に導入することが承認されたことから、本事業の実施に必要な予算について要求するもの。
- 定期接種の対象外の者についても、ワクチン接種への助成制度の創設を求める市民からの声が寄せられていることから、
50歳以上を対象とした本市の独自助成の創設に必要な予算について要求するもの。



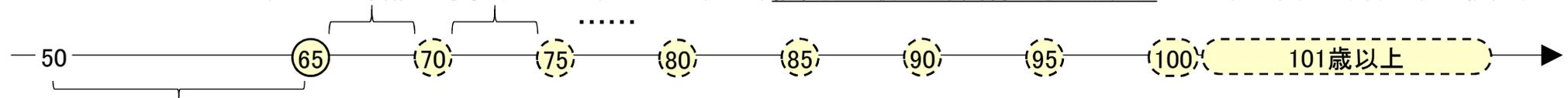
《带状疱疹について》

- ✓ 強い痛みや痒みを伴う皮膚・神経の疾患。治癒後も後遺症(带状疱疹後神経痛)を残す。
- ✓ 過去に水ぼうそうに感染した際のウイルスが、免疫が低下した体内で活動することが原因。
- ✓ 50歳以上を対象とした予防ワクチンが薬事承認されており、医療機関で接種可能。

2 带状疱疹ワクチン定期接種(予防接種法に基づく法定制度)の概要

- 目的 … 個人の重症化予防(高齢者対象の成人肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナの各予防接種と同じ)
- 接種対象者 … ①65歳の者 ②60～64歳でHIVによる免疫機能障害のある者
③【令和7～11年度】70・75・80・85・90・95・100歳の者、【令和7年度のみ】101歳以上の者
※ 5年間の経過措置として、導入時点で66歳以上の者にも接種機会を設ける国の計画。
- 接種回数 … 生涯に1度限り(ワクチンの種類により1回又は2回)
- 開始時期 … 令和7年4月1日(全国の市町村で開始)

すきまの年齢は対象外(66～69歳、71～74歳…)、接種まで最大4年間待たされる状況(例:66歳…令和11年度(70歳)が接種年)



50～64歳は対象外

※ 令和7年度 本市の対象人数(法定の定期接種のみ) 70,079人

带状疱疹ワクチン接種助成事業

3 本市における独自助成事業の方向性

(課題点)

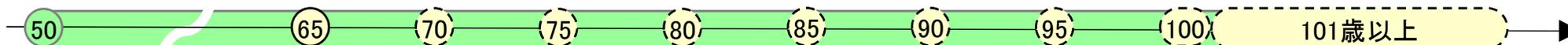
- 带状疱疹は50代から罹患率が増加し、带状疱疹後神経痛など長期にわたる後遺症も引き起こすことから、**法定の接種対象者でない、罹患率の高い世代に向けた対策**が必要。
- 法定の定期接種についても、年齢によっては最大で4年間、接種を受けることができないため、**法定の接種対象者であるが接種まで待たされる者に向けた対策**が必要。

定期接種 と 独自助成 を組み合わせた「一体的な制度」

(独自事業の創設による対応)

- 国制度と経過措置の課題を解決するため、経過措置期間と合わせ、**法定制度の対象外の者に対する本市独自の助成事業を創設**。
- 50～64歳、66歳以上のすき間年齢の者について、**法定の対象者と同様な仕組み(自己負担、回数)で接種可能**とする。
→ **50歳以上を対象とした「一体的な制度」として、市民に接種機会を提供**。

※ なお、この事業については5年間の時限措置とし、5年目の秋頃を目途に接種率や国の動向等を踏まえた検証を行い、継続の可否を検討する。



※ 令和7年度 本市の対象人数(法定の定期接種と独自助成の対象者の計) 604,857人

※ 助成額は、他の成人向け定期予防接種と同様に、医師の技術料を市費負担、ワクチン費用を接種者負担とすることを基本。

4 予算要求額内訳

令和7年度 要求額 93,327千円

(内訳)

接種費用

- ・ 市内接種(4医師会) 84,207千円
- ・ 市外接種(県医師会・交付金) 718千円

関連経費

- ・ 対象者への通知作成 924千円
- ・ 対象者への通知郵送 5,950千円
- ・ 会計年度任用職員報酬 1,528千円

